

令和5年度 第3回 高松市国民健康保険運営協議会

日時：令和6年1月12日（金） 15時00分～

場所：高松市役所防災合同庁舎 3階 301会議室

目 次

【諮問事項】

- 1 令和6年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について・・・ 1

【報告事項】

- 1 第3期高松市データヘルス計画（案）について・・・ 5

【諮問事項】

- 1 令和6年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）について**

令和6年度高松市国民健康保険事業運営の基本方針（案）

国民健康保険は、我が国の国民皆保険の根幹をなすものであり、本市においても、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進を支えるという、重要な役割を果たしています。

しかし、被用者保険など他の健康保険制度に比べ、被保険者の年齢構成が高いことから、一人当たりの医療費水準が高く、また、低所得者層の加入割合が高いなど、構造的な問題を抱えています。

加えて、高齢化の進展や生活習慣の変化に伴う、疾病構造の多様化や生活習慣病の増加等により、本来は保険料で賄うべき医療給付費の更なる上昇も懸念されるところです。

こうした状況を受けて、国においては、平成30年度の制度改革により、都道府県を財政運営の主体とすることを始めとする、国民健康保険制度の安定化及び基盤強化が図られているところであり、第2期香川県国民健康保険運営方針においても、保険料水準の統一（同一所得・同一世帯であれば、県内のどの市町に住所を有していても、同一料率・同一料額となる状態）の目標年度を令和18年度とし、段階的に各種国保事業の標準化に取り組むことが明記されています。

本市においては、それまで恒常的に発生していた法定外繰入金（決算補填目的）、いわゆる赤字繰入を解消すべく、平成30年3月に「赤字削減・解消計画書」を策定し、赤字削減に取り組んできました。保険料率の改定を行った令和2年度以降、赤字繰入は生じておりませんが、今後も、引き続き赤字繰入を生じさせずに、国民健康保険の安定的かつ持続可能な運営を目指していきます。

このため、本市国保財政の健全運営に向けて、引き続き、公費の更なる獲得のほか、高松市国民健康保険料収納率向上プランに基づき、口座振替の推進や滞納対策の強化などの保険料収入の確保に取り組めます。

また、香川県内の国民健康保険料水準の統一に向けて、県及び県内市町と丁寧な議論を進めていきます。

さらには、中長期的な視点で、第3期高松市データヘルス計画に基づく保険給付費適正化を目指し、県や医療機関等との連携を密にしながら、特定健康診査を始めとする各種健康づくりや、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等の取組を、IT・デジタル化の推進も図りつつ、進めていきます。

これらのことを踏まえ、次に掲げる事項を重点項目として定めます。

重点項目

	項目	概要	
1	国保財政の健全化	(1)	赤字削減・解消計画に基づき、いわゆる赤字繰入である、決算補填等目的の法定外繰入を生じさせないよう、公費の獲得、保険料率の適正賦課、収納率の向上、及び健康づくり等を通じた医療費適正化に向けた取組等により、国保財政の健全運営を目指す。 また、引き続き香川県及び県内市町との、県内の国民健康保険料水準の統一に向けた議論に参加する。
		(2)	「高松市国民健康保険料収納率向上プラン」に基づき、令和6年4月から「Web口座振替受付サービス」を開始するなど、納期内納付の環境を整備し、デジタルサイネージを活用した納期限の周知などにより、保険料納付に対する意識啓発を行う。 また、督促状発送前に未納者に架電するなど、早期の納付指導に努め、納付世帯に対し、適切に納付指導や滞納処分を進める。 なお、様々な要因により保険料の納付が困難な世帯に対しては、納付に関する指導や相談と併せて、生活再建に関する支援先の案内等も行う。
2	国保資格及び医療費の適正化	(1)	マイナンバーカードを保険証として利用するメリット等について、周知・広報を行うほか、令和6年12月に予定されている保険証廃止について、被保険者が適切な保険診療等を受けられるよう、国の動向を注視しつつ資格確認書又は資格情報のお知らせを発行する。
		(2)	香川県国民健康保険団体連合会等との連携を強化し、保険医療機関等の診療報酬明細書の点検や第三者行為求償事務をより適正に行うほか、療養費の支給の更なる適正化と事務の効率化に向けて、香川県及び県内市町と検討を行う。
		(3)	重複・多剤服薬、重複・頻回受診対策やジェネリック医薬品の推進等により、被保険者の健康増進、医療費適正化を図る。

	項目	概要	
3	保健事業の推進	(1)	<u>第3期データヘルス計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、高松市保険給付費適正化プロジェクトチームが中心となって、個別の保健事業や評価指標の進捗状況を基に進行管理を行う。</u>
		(2)	<u>特定健康診査や特定保健指導等の適切な実施により、生活習慣病の発症や重症化を予防し、被保険者の健康保持及び医療費適正化を目指す。</u> <u>また、被保険者が安心して保健指導を受けやすい環境づくりを図るため、「新しい生活様式」の広がりを踏まえた、IT・デジタル化の推進を検討する。</u>
		(3)	<u>慢性腎臓病の発症や人工透析への移行を防ぐとともに、高血圧症や脂質異常症にも着目し、必要に応じた保健指導や適切な医療機関の受診を促すことにより、生活習慣病の発症や重症化の予防を図る。</u>
		(4)	<u>将来の重篤な疾患の予防、介護予防、認知症予防、そして健康寿命延伸のために、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を継続し、高齢者の特性を踏まえ、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に積極的に取り組む。</u>
4	その他取組事項	(1)	女木島及び男木島に設置している国民健康保険直営診療所については、地域住民や利用者の意見を伺いながら、 <u>オンライン診療を含めた診療体制などに関する、今後の在り方の検討を行う。</u>

【報告事項】

1 第3期高松市データヘルス計画（案）について

第1章 基本的事項

- 1 背景
- 2 目的
- 3 計画の位置付け
- 4 標準化の推進
- 5 計画期間
- 6 実施体制・関係者連携

第2章 現状の整理

- 1 本市の特性
- 2 前期計画に係る考察
- 3 保険者努力支援制度の得点状況

第3章 健康・医療情報等の分析と分析結果に基づく健康課題の整理

- 1 死亡の状況
- 2 介護の状況
- 3 医療の状況
- 4 特定健診・特定保健指導・生活習慣の状況
- 5 高齢者の状況
- 6 その他の状況
- 7 健康課題の整理

第4章 本計画の目的・目標

- 1 重点課題及び計画全体の目的
- 2 重点課題別の目標設定
- 3 目的・目標を達成するまでの戦略

第5章 保健事業等の取組

- 1 保健事業の展開
- 2 その他の取組

第6章 第4期高松市特定健康診査等実施計画

- 1 実施計画策定の基本的事項
- 2 第3期実施計画における目標達成状況
- 3 本実施計画における目標
- 4 特定健診・特定保健指導の実施方法
- 5 その他

第7章 計画の推進等

- 1 計画の評価・見直し
- 2 計画の公表・周知
- 3 個人情報の取扱い
- 4 地域包括ケアシステムの深化・推進に資する取組

参考資料

用語集
本計画における指標一覧
香川県標準指標

1 背景

本市においては、平成25年12月に「第1期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画」を策定して以降、健康寿命の延伸と生活の質(QOL)の向上、及び保険給付費の適正化を図ってきました。

その後の、国民健康保険制度の改正やデータヘルス計画の標準化等の国の動向を踏まえ、現行計画の評価等を行うとともに、県内における国民健康保険料水準の統一に向けた状況等にも留意しながら、「第3期高松市データヘルス計画」を策定します。

2 目的

健康寿命の延伸と生活の質(QOL)の向上、国民健康保険及び介護保険の保険給付費の適正化

3 計画の位置付け

本計画は、「第4期高松市国民健康保険及び介護保険の保険給付費適正化計画」及び「第4期高松市特定健康診査等実施計画」と一体化し、「高松市総合計画」及び「高松市地域福祉計画」を上位計画として、「高松市健康都市推進ビジョン」、「高松市高齢者保健福祉計画」等、関連する本市諸計画を始め、国や香川県の関連計画等とも調和・整合性を図ります。

4 標準化の推進

国の「策定の手引き」等に基づき、可能な範囲で、香川県内における個別保健事業や評価指標の統一化に標準化に協力します。

5 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間

6 実施体制・関係者連携

各事業の担当課が効果的・効率的な保健事業を実施するとともに、「保険給付費適正化プロジェクトチーム」が中心となって、本計画の進行管理を行い、必要に応じて、計画の見直しを行うほか、高松市国民健康保険運営協議会の活用を始め、香川県や香川県国民健康保険連合会等との連携・協力を図ります。

○前期計画に係る考察 ＜分野別の進捗状況＞

分野	目標数	評価指標数	評価指標による評価結果の分布						評価	評価基準
			5	4	3	2	1	別		
国民健康保険に関する目標と評価指標	6	8	3	4	1				5	達成率100%以上
介護保険に関する目標と評価指標	4	4	2	2					4	達成率85～100%
共通の目標と評価指標	3	5		1		2		2	3	達成率70～85%
計	13	17	5	7	1	2		2	2	達成率60～70%
									1	達成率60%未満
									別	別基準での評価

○「国民健康保険に関する目標」(8指標)

- ・男性の「メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合」は、「3」の評価
- ・他の7指標は、「5」又は「4」の評価

○「介護保険に関する目標」(4指標)

- ・全て、「5」又は「4」の評価

○「共通の目標」(5指標)

- ・「健康寿命と平均寿命の差」は、縮小
- ・「健康づくりや介護予防に対する市民の意識」は、「4」の評価
- ・「健康づくりのための運動の推進」は、「2」の評価

●個別事業

- ・全体の45%が、「1」、「2」、「3」の評価

＜課題と対策＞

●特定健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上

- ⇒ 「現役世代」が関心を持つような、周知・広報面での工夫
- ⇒ 対面以外のコミュニケーション手法の導入
- ＜いずれも、具体の事業実施段階での対応＞

●「健康寿命と平均寿命の差」の更なる縮小

- ⇒ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の推進

(1)生活習慣病関係①

- 虚血性心疾患、腎不全の発生頻度は高いが、治療により死亡を抑制できている可能性が考えられる。
 - 脳血管疾患の発生頻度は、比較的低いと考えられる。
 - 腎不全や糖尿病の発生頻度は、高いと考えられる。
 - 虚血性心疾患・血管疾患・腎不全の原因となる、糖尿病の外来受診率は全国平均を上回っているが、高血圧、脂質異常症は全国平均を下回っている。
 - 特定健診受診者においては、血糖・血圧・脂質に関して受診勧奨判定値を上回っているものの該当疾患に関する服薬が出ていない者が血糖では約1割、血圧では約5割、血中脂質では約8割、存在している。
- ⇒ 生活習慣病のうち基礎疾患の有病者が外来治療に適切につながっていない結果、生活習慣病が重症化し、虚血性心疾患、糖尿病及び慢性腎臓病の発症につながっている可能性が考えられる。



- 慢性腎臓病の発症や人工透析の導入を防ぐことを目的に、健診を受診し、受診勧奨判定値を超えた者に対して、適切な医療機関の受診を促進することが必要
- これまでは対象としていなかった高血圧症や脂質異常症についても、受診勧奨判定値を超えた者に対して、適切な医療機関の受診を促進することが必要 **<生活習慣病に関する新たな目標に設定【本市独自】>**

(2)生活習慣病関係②

- 特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者が占める割合は、全国平均を上回っている。
 - 特定健診受診者のうち有所見者の割合について、特に脂質においては、全国平均を上回っている。
 - 特定保健指導実施率は、全国平均を下回り、特に近年、大きく低下している。
- ⇒ 特定保健指導の実施率を高めることで、メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させ、生活習慣病への移行を抑止できる可能性が考えられる。



○メタボリックシンドローム該当者・予備群該当者を減少させることを目的に、特定保健指導の実施率を向上させることが必要

(3)生活習慣病関係③

- 特定健診受診率は、全国平均を上回っている。
 - 特定健診未受診者のうち、約2割が生活習慣病の治療を受けておらず、健康状態が不明の状況となっている。
- ⇒ 本来、医療機関受診勧奨や特定保健指導による介入が必要な人が、特定健診で捉えられていない可能性が考えられる。



○適切に特定保健指導や重症化予防事業につなぐことを目的に、特定健診の受診率を向上させることが必要

(4) 健康づくり

- 特定健診受診者における質問票の回答割合では、男女とも毎日間食をとる人の割合が全国平均を上回っているほか、65歳～74歳では、男女とも「1日1時間以上運動なし」、「歩行速度遅い」人の割合が、全国平均を上回っている。
- ⇒ このような生活習慣が影響して、高血糖や高血圧、脂質異常の状態に至り、動脈硬化が進行し、最終的に虚血性心疾患や慢性腎臓病を発症してしまう者が多い可能性が考えられる。



○生活習慣病の進行、重篤疾患の発症を防ぐことを目的に、食生活や運動習慣の改善を促すことが必要

(5) 高齢者関係

- 介護認定者における有病割合では、糖尿病、高血圧・脂質異常症等の基礎疾患、心臓病等の重篤な疾患は、前期高齢者より後期高齢者の方が多い。
- ⇒ 生活習慣病の重症化予防に取り組むことが、後期高齢者における重篤疾患発症の予防及び介護予防、ひいては認知症予防につながる可能性が考えられる。
- 後期高齢者の医療費では、筋・骨格関連疾患の占める割合が最も大きい。
- ⇒ 運動習慣づくり等に取り組むことが、フレイル予防、介護予防、認知症予防につながる可能性がある。



○将来の重篤な疾患の予防、介護予防、認知症予防、そして健康寿命延伸のために、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続し、高齢者の特性を踏まえ、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に積極的に取り組むことが必要 **<新たな重点課題に設定【県内共通】>**

(6)服薬・医療費関係

- 重複服薬者や多剤服薬者のように服薬状況を改善した方が望ましいと考えられる層や、重複・頻回受診のように受診状況を改善した方が望ましいと考えられる層が、一定数存在している。
 - 後発医薬品の使用割合は、県平均を下回っている。
- ⇒ こうした状況の改善に取り組むことが、医療費の適正化につながる可能性が考えられる。



- 重複・多剤服薬者のうち、必要な方に対して、適正な服薬を促す取組が必要
- 重複・頻回受診を行っている者のうち、必要な方に対して、適正な受診を促す取組が必要
- 後発医薬品のさらなる利用促進を図ることが必要

(7)がん関係

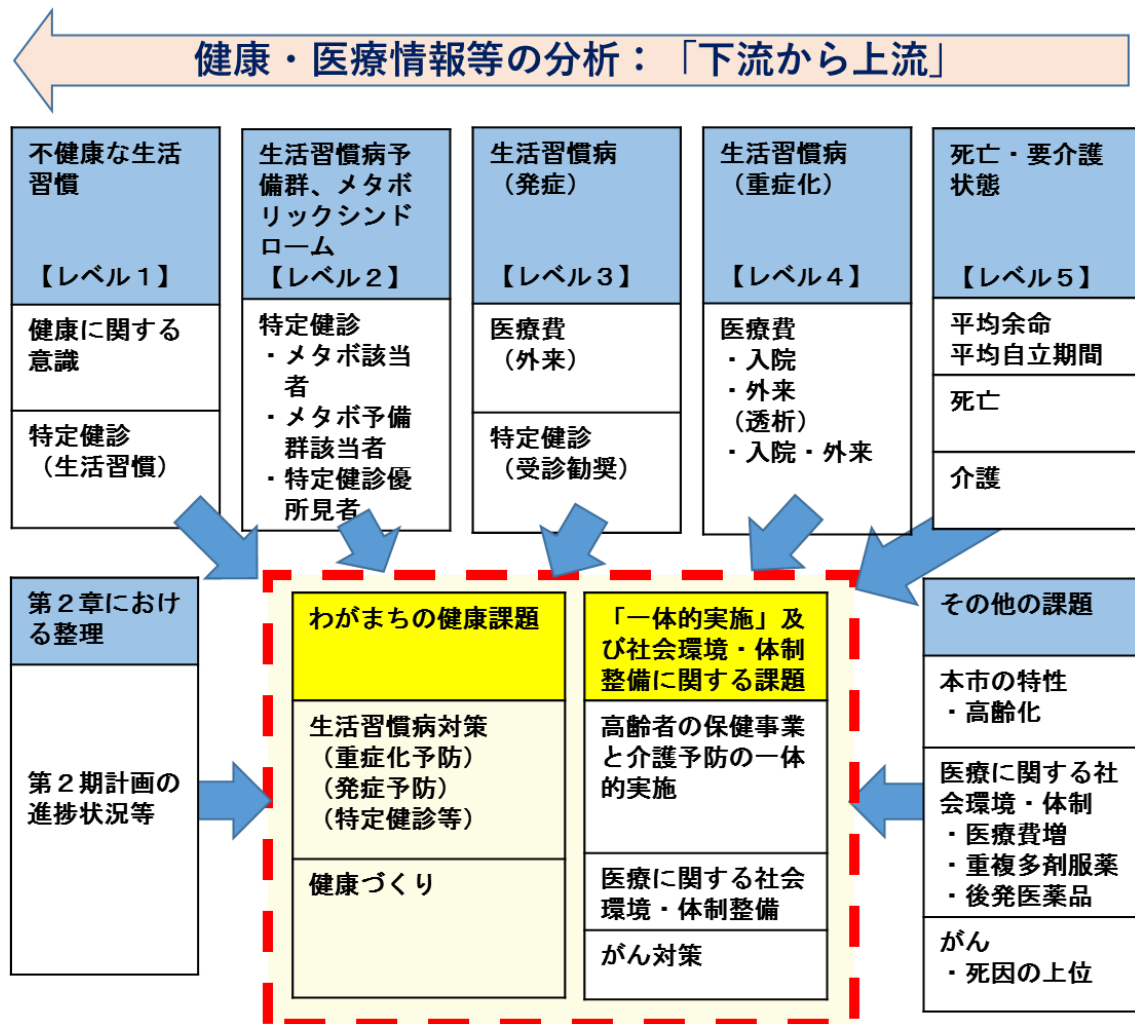
- 検診による早期発見で予防可能な悪性新生物は、死因の上位となっている。
 - 国が推奨する5がんの検診受診率は、県平均・全国平均を下回っている。
- ⇒ がん検診の受診率を向上させ、早期発見・早期治療につなげることで、がんの死亡者数・死亡率を抑制できる可能性がある。



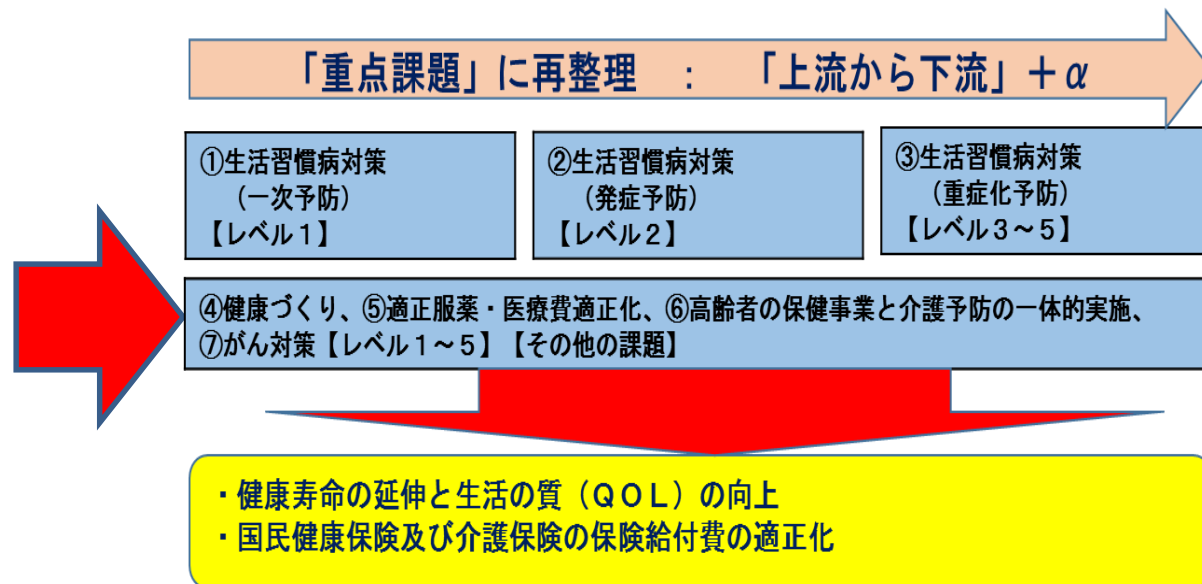
- がんの死亡者数・死亡率の抑制を目指し、がん検診の受診率を向上させることが必要

○重点課題及び計画全体の目的

<現状分析から健康課題の整理>



<優先的に取り組む分野を「重点課題」に再整理>



計画の目的	健康寿命の延伸と生活の質(QOL)の向上、国民健康保険及び介護保険の保険給付費の適正化		
重点課題Ⅰ 生活習慣病対策(一次予防)			
【目標】(1)特定健診受診率の向上			
重点課題Ⅱ 生活習慣病対策(発症予防)			
【目標】(2)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少			
重点課題Ⅲ 生活習慣病対策(重症化予防)			
【目標】(3)血糖コントロール不良者の割合の減少			
(4)糖尿病性腎症重症化予防対象者数の減少			
(5)人工透析患者数の上昇の抑制			
(6)血圧コントロール不良者の割合の減少			
(7)脂質コントロール不良者の割合の減少			
重点課題Ⅳ 健康づくり			
【目標】(8)健康づくりや介護予防に対する市民の意識の向上及び運動習慣の推進			
重点課題Ⅴ 適正服薬・医療費適正化			
【目標】(9)国民健康保険被保険者一人当たりの保険給付費の上昇の抑制			
重点課題Ⅵ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施			
【目標】(10)介護・支援を必要としない高齢者の割合の維持			
(11)一人当たりの介護サービス費の上昇の抑制			
(12)健康寿命と平均寿命の差の縮小			
重点課題Ⅶ がん対策			
【目標】(13)がんの年齢調整罹患率の減少			
＜目的・目標を達成するための戦略＞			
(1)健康課題を改善・解消するための目標を定め、目標達成のために必要な保健事業を実施			
(2)「新しい生活様式」の広がりを踏まえ、対面以外のコミュニケーション手法の導入を検討・実施			
(3)本格的な超高齢社会を迎え、認知症予防・介護予防、健康寿命延伸のために、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進			

○保健事業の展開

重点課題Ⅰ 生活習慣病対策(一次予防)

目標(1)特定健診受診率の向上

評価指標

○特定健診受診率

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	43.9%	45.0%	48.0%	51.0%	54.0%	57.0%	60.0%

目標達成のために取り組む保健事業

①特定健診

重点課題Ⅱ 生活習慣病対策(発症予防)

目標(2)メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合の減少

評価指標

○特定健診受診者のうち、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	33.6%	32.5%	32.0%	31.5%	31.0%	30.5%	30.0%

目標達成のために取り組む保健事業

①特定保健指導

重点課題Ⅲ 生活習慣病対策(重症化予防)

拡充

目標(3)血糖コントロール不良者の割合の減少

評価指標

○特定健診受診者のうち、HbA1c8.0%以上の者の割合(40～74歳)

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	1.00%	0.95%	0.95%	0.95%	0.90%	0.90%	0.90%

目標(4)糖尿病性腎症重症化予防対象者数の減少

評価指標

○糖尿病性腎症重症化予防対象者数

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	15,706人	15,628人	15,550人	15,473人	15,396人	15,320人	15,244人

目標(5)人工透析患者数の上昇の抑制

評価指標

○人工透析(糖尿病レセプト有)者数(40～74歳)

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	187人	183人	178人	174人	169人	165人	160人

重点課題Ⅲ 生活習慣病対策(重症化予防)

拡充

目標(6) 血圧コントロール不良者の割合の減少

新規

評価指標

○特定健診受診者のうち、血圧がⅡ度高血圧以上の者の割合

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.7%	5.6%	5.5%

目標(7) 脂質コントロール不良者の割合の減少

新規

評価指標

○特定健診受診者のうち、LDL-Cが160mg/dl以上の者の割合

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	9.0%	8.9%	8.8%	8.7%	8.6%	8.5%	8.5%

目標達成のために取り組む保健事業

- ①糖尿病予防教室
- ②糖尿病要医療受診勧奨事業
- ③糖尿病治療中断者再受診勧奨事業
- ④慢性腎臓病(CKD)受診勧奨事業
- ⑤慢性腎臓病(CKD)予防教室
- ⑥循環器病等重症化予防対策受診勧奨事業
- ⑦糖尿病性腎症重症化予防対策事業
- ⑧高血圧症受診勧奨事業<新規>【本市独自】
- ⑨脂質異常症受診勧奨事業<新規>【本市独自】

重点課題Ⅳ 健康づくり

目標(8)健康づくりや介護予防に対する市民の意識の向上及び運動習慣の推進

評価指標

○運動や食生活等の生活習慣を改善するつもりである者の割合

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	36.9%	37.5%	38.0%	38.5%	39.0%	39.5%	40.0%

○特定健診質問票において、運動習慣があると回答した者の割合

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	32.2%	32.5%	33.0%	33.5%	34.0%	34.5%	35.0%

○特定健診質問票において、「日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している」と回答した者の割合

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	38.8%	40.0%	41.0%	42.0%	43.0%	44.0%	45.0%

目標達成のために取り組む保健事業

- ①健康増進及び保険給付費適正化に関する周知啓発活動
- ②ウォーキングマップを活用した健康づくり事業
- ③運動推進普及啓発事業
- ④運動習慣獲得のための出前健康教室
- ⑤運動教室

重点課題Ⅴ 適正服薬・医療費適正化

目標(9)国民健康保険被保険者一人当たりの保険給付費の上昇の抑制

評価指標

○国民健康保険被保険者一人当たりの保険給付費

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	397,386円	414,000円	422,000円	431,000円	439,000円	448,000円	457,000円

目標達成のために取り組む保健事業

- ①重複・多剤服薬者対策事業
- ②ジェネリック医薬品の使用促進事業
- ③重複・頻回受診対策事業

重点課題Ⅵ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 新規【県内共通】

目標(10) 介護・支援を必要としない高齢者の割合の維持

評価指標

○自立高齢者率(介護・支援を必要としない65歳以上の高齢者の割合)

年度	直近値(R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	78.8%	78.8%	78.8%	78.8%	78.8%	78.8%	78.8%

○自立後期高齢者率(介護・支援を必要としない75歳以上の高齢者の割合)

年度	直近値(R5)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	65.4%	65.4%	65.4%	65.4%	65.4%	65.4%	65.4%

○要支援認定者(サービス利用者)の維持改善率

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	78.6%	80.0%	80.5%	81.0%	81.0%	81.0%	81.0%

○一人当たり骨折(入院・外来)医療費(前期高齢者・後期高齢者)

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	30,475円	31,100円	31,750円	32,400円	33,050円	33,700円	34,350円

重点課題Ⅵ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 新規【県内共通】

目標(11)一人当たりの介護サービス費の上昇の抑制

評価指標

○一人当たりの介護サービス費用額

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	154,368円	157,500円	157,500円	157,500円	160,700円	160,700円	160,700円

目標(12)健康寿命と平均寿命の差の縮小

評価指標

○健康寿命と平均寿命の差(男性)

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
平均寿命	81.3年	—	—	—	—	—	—
健康寿命	79.7年	—	—	—	—	—	—
差	1.6年	1.5年	1.5年	1.5年	1.4年	1.4年	1.4年

○健康寿命と平均寿命の差(女性)

年度	直近値(R4)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
平均寿命	87.3年	—	—	—	—	—	—
健康寿命	83.9年	—	—	—	—	—	—
差	3.4年	3.3年	3.3年	3.3年	3.2年	3.2年	3.2年

重点課題Ⅵ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 新規【県内共通】

目標達成のために取り組む保健事業

- ①要介護者(要支援)認定者のサービス未利用者対策
- ②高齢者の居場所におけるフレイル予防講座
- ③骨粗しょう症予防教室<新規>
- ④介護予防普及啓発事業
- ⑤瓦町健康ステーション事業
- ⑥介護予防ケアマネジメント
- ⑦糖尿病性腎症重症化予防対策事業(過年度参加者フォローアップ)【再掲】
- ⑧ウォーキングマップを活用した健康づくり事業(75歳以上の後期高齢者を含む)【再掲】
- ⑨運動習慣獲得のための出前健康教室(75歳以上の後期高齢者を含む)【再掲】

重点課題Ⅶ がん対策

目標(13)がんの年齢調整罹患率の減少

評価指標

○がん年齢調整罹患率(対10万人)

年度	直近値(R元)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
目標	400.7	399.1	397.5	395.8	394.2	392.6	390.9

目標達成のために取り組む保健事業

- ①がん検診

○その他の取組

国民健康保険給付費適正化に関するその他の取組

- ①診察(調剤)報酬明細書等点検
- ②医療費通知
- ③人間ドック等助成
- ④若年層対策健康診査
- ⑤医療機関での歯科保健指導等
- ⑥成人歯科健康診査

介護保険給付費適正化に関するその他の取組(介護給付適正化計画)

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン等の点検
- ③医療情報等との突合・縦覧点検

○背景

生活習慣病の発症や重症化予防により、国民の健康保持及び医療費適正化を達成することを目的に、高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、保険者には平成20年度から、特定健診及び特定保健指導の実施が義務付けられており、本市においても同法に基づく特定健康診査等基本方針に沿って、実施計画を策定し、特定健診及び特定保健指導を実施してきました。

近年、生活習慣病の発症や重症化予防の重要性は一層高まっており、国からは、特定保健指導の評価体系の見直し、特定保健指導の成果等の見える化の推進などの新たな方向性が示されたことを受け、第3期実施計画が令和5年度で終了することから、これらの状況や本市の現状を踏まえ、令和6年度からの第4期高松市特定健康診査等実施計画を策定するものです。

○計画期間

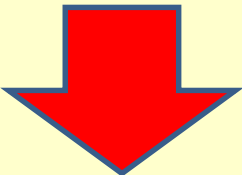
令和6年度から令和11年度までの6年間

○国から示された主な変更点

区分	変更点の概要	
特定健診	基本的な健診の項目	・血中脂質検査の中性脂肪は、やむを得ない場合は随時中性脂肪での測定を可とする。
	標準的な質問票	・喫煙や飲酒の項目は、より正確にリスクを把握するために詳細な選択肢へ修正。 ・特定保健指導の項目は、利用意向から利用歴を確認する内容へ修正。
特定保健指導	評価体系	・実績評価にアウトカム評価を導入。主要達成目標を腹囲2cm・体重2kg減。 ・プロセス評価は、個別支援、グループ支援、電話及び電子メール等とする。
	その他	・初回面接の分割実施の条件緩和 ・生活習慣病に係る服薬を開始した場合の実施率の考え方 ・生活習慣病に係る服薬中の者への服薬状況確認及び特定保健指導対象からの除外

○第3期実施計画における目標達成状況

	全保険者		市町村国保					本市
	R5目標	R3実績	R5目標	R3実績 (全体)	R3実績			R4実績
					特定健診対象者数			
					10万人以上	5千人以上 10万人未満	5千人未満	
特定健診 受診率	70.0%	56.5%	60.0%	36.4%	28.2%	37.6%	42.5%	43.9%
特定保健指導 実施率	45.0%	24.6%	60.0%	27.9%	13.9%	27.7%	44.9%	23.5%



○第4期実施計画における目標設定

	全保険者 (R11目標)	市町村国保 (R11目標)	本市 (R11目標)
特定健診受診率	70.0%	60.0%	60.0%
特定保健指導実施率	45.0%	60.0%	60.0%

1 計画の評価・見直し

○Plan(計画)－Do(実施)－Check(評価)－Act(改善)のマネジメントサイクル(PDCAサイクル)による進行管理を行います。

- ・分野別の目標 : アウトカム(成果)指標の達成状況等による評価
- ・各保健事業の評価 : アウトプット(活動)指標及びアウトカム(成果)指標の達成状況等による評価
- ・計画の中間時点 : 計画全体についての進捗確認及び中間評価を行い、必要に応じて、実施体制・目標値等の見直し
- ・計画の最終年度 : 次期計画策定を円滑に行うため、上半期に仮評価

○重点課題ごとに設定した各目標、目標達成のために実施する各保健事業の評価指標の達成状況を基に、以下の3段階で評価

評価	評価基準
A	80%～100%
B	60%～ 80%未満
C	60%未満

2 計画の公表・周知

広報高松や本市ホームページ等で公表するとともに、概要版等の資料を作成・活用

3 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律及び同法に基づくガイドライン並びに高松市個人情報保護条例等に基づき、適切に管理

4 地域包括ケアシステムの深化・推進に資する取組

高松市高齢者保健福祉計画と調和を保ちながら、地域全体で高齢者を支えるという「地域づくり・まちづくり」の視点を持って、「高齢者居場所づくり事業等への健康教育」等に取り組めます。